

令和8年5月18日

令和 8 年 5 月

能代市農業委員会委員会議

議 事 録

能代市農業委員会

1. 日 時

令和8年5月18日

午後2時00分

2. 場 所

能代市役所新庁舎 会議室9、10

3. 出席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	佐々木 英樹	11	渡部 正人
2	舩谷 雅弘		
3	佐々木 力	13	大高 富子
5	佐々木 一也	15	伊藤 一美
6	伊藤 隆一	16	大鐘 正彦
8	菊地 勝美	18	安井 鐘美
9	佐藤 敏彦	19	平川 義市
10	袴田 謙		

4. 欠席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
4	飯坂 司	12	工藤 次雄
7	大高 清勝	14	菊池 正
17	佐々木博子		

5. 事務局出席者

職 名	氏 名
事務局 長	佐藤 栄一
係 長	水谷 亮
主 査	川崎 武信
農業振興課課長補佐	平川 健一
農業振興課主査	北野 恭平

6. 案 件 議 案 番 号 1 9 2 0 2 1 2 2 2 3 協議事項 1 報告事項 1 報告事項 2	地域農業経営強化推進計画（地域計画）案に係る意見徴収について 農地法第 3 条の規定による許可申請について 農地法第 5 条の規定による許可申請について 農用地利用集積等促進計画について 農用地利用集積等促進計画案に対する意見徴収について 令和 7 年度の最適化活動の実施状況及び目標の達成状況に関する 点検・評価について 農地法 1 8 条第 6 項の規定による通知について 地目変更登記に係る照会に対する回答について
7. 会議の概要 事 務 局 議 長 議 長 議 長 議 長 議 長 議 長	（開 会） ただ今から能代市農業委員会総会を開会いたします。 欠席の届出がありますので、ご報告いたします。 4 番 飯坂 司 委員、7 番 大高 清勝 委員、1 2 番 工藤 次雄 委員、1 4 番 菊池 正 委員、1 7 番 佐々木 博子 委員の 5 名です。 1 9 名中 1 4 名の出席となっており、出席委員は定足数に達して おります。 それでは、平川会長からご挨拶と総会の議長と進行をお願いいた します。 それでは会議に入ります。 始めに、前回の会議以降の会務報告を事務局より願います。 （事務局説明） ただ今の報告について、ご質問等ありませんか。 （なしの声） ないので、会議を進めます。 次に、議事録署名委員の選出ですが、慣例に従い当方より指名 したいと思いますが、ご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議がないようですので、当方より指名いたします。 議席番号 1 6 番 大鐘 正彦 委員と議席番号 1 8 番 安井 鐘美 委員 の両名をお願いします。 それでは、議案第 1 9 号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）案 に係る意見徴収についてを議題とします。事務局の説明を願います。

事 務 局	議案第 19 号 地域農業経営基盤強化促進計画いわゆる地域計画の変更に係る意見聴取について、能代市長より意見を求められたので、意見を付すため提案します。 変更計画案の内容について、農業振興課の平川課長補佐、北野主査から説明をお願いします。
農業振興課	お手元の議案 19 号別紙資料をご覧ください。 今回の地域計画の変更は、昨年度および今年度 4 月に新たに認定された認定農業者・就農者等を、担い手として新たに登録するものです。 今回の担い手の変更・新規追加による地域計画の変更となる地区は、常盤、浅内、東雲米代、檜山の 4 地区となっており、担い手の変更内容は資料 1 ページ目の一覧表のとおりとなっています。 地域計画の変更案は資料の 2 ページ以降のとおりとなりますが、今回の変更は個人の法人化や経営承継による担い手の変更が多いため、計画内容や目標地図に大きな変更はありません。 説明は以上となります。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりましたが、みなさんから何かご意見等はありませんか。
佐々木英樹委員	資料一覧の常盤地区 No. 2 の方について、継承となっているが、名字から親子間での継承でないのではないかと推測されるが、実情を確認したい。
事 務 局	常盤地区 No. 2 と 3 については、継承する農業者に後継者おらず、高齢化や健康上の理由で、今まで雇用していた方に農業経営引き継いでもらうため担い手の変更となった。
佐々木英樹委員	わかりました。
議 長	他にご質問等はありませんか。 (なしの声)
議 長	ご意見等がないようですので、採決に入ります。 議案第 19 号について、意見なし、として提出することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成であります。よって、本案は、意見なし、として提出することに決しました。
議 長	ここで、平川課長補佐、北野主査は所用のため退席します。 (説明員：農業振興課 平川補佐、北野主査退席)

議 長	次に、議案第 2 0 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	3 ページをお願いします。 議案第 2 0 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の提出があったため、承認するため提案します。 申請内容は、所有権移転が 7 件で、譲渡人が 6 人、譲受人が 7 人。申請土地の面積は、田が 2 6, 6 7 8. 6 1 m²、畑が 7 3 4 m²です。賃借権設定は、1 0 件で、賃貸人が 1 0 人、賃借人が 8 人、申請土地の面積は、田が 3 8, 3 1 8 m²です。使用貸借権設定は、3 件で、貸人が 3 人、借人が 3 人、申請土地の面積は、田が 9, 7 5 6 m²、畑が 5, 3 2 1 m²です。 次のページをお願いします。 主な内容についてご説明します。 整理番号 1 は所有権移転で、申請土地は磐字杉沢野■■■■、地目は田で面積は 2, 4 5 4 m²、価格■■■■で、移転事由は経営拡張となっています。 5 ページをお願いします。 整理番号 8 は、賃借権設定で、申請土地は字新山前■■■■、地目は田で、面積の合計は 2, 3 6 3 m²、1 0 a 当たりの賃借料■■■■、申請事由は経営拡張、期間は 3 年間となっています。 6 ページをお願いします。 整理番号 1 8 は、使用貸借権設定で、申請土地は字下谷地■■■■、地目は田で、面積の合計は 9, 1 7 2 m²、申請事由は経営拡張、期間は 5 年間となっています。 以上、よろしくご審議くださいますようお願いします。
議 長	それでは、質疑に入りますが、何かご質問等はありませんか。 (なしの声)
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 2 0 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
議 長	次に、議案第 2 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	9 ページをお願いします。 議案第 2 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の提出がありましたので、意見を付すためご提案いたします。

農地転用許可申請は、所有権移転が1件、譲渡人・譲受人がそれぞれ1人、申請土地の地目は田で、転用面積が3,739㎡です。賃貸借は1件、賃貸人・賃借人がそれぞれ1人、申請土地の地目は畑で面積は696㎡です。

10ページをお願いします。

所有権移転 整理番号1 申請地は字養蚕脇[REDACTED]、地目は畑、転用面積は計3,739㎡です。売買価格[REDACTED]、申請事由は一般住宅です。都市計画の用途地域の第1種居住地域に指定されている農地であることから、農地区分は第3種農地と判断します。

11ページをお願いします。申請地の位置図です。

申請地[REDACTED]北西へ約100mにある住宅に囲まれた農地で、現在は耕作していない畑です。

12ページをお願いします。土地の利用計画図です。

申請者は建築工事や不動産の売買等を行っており、申請地[REDACTED] [REDACTED]ことにしたとのことです。

事業計画では、平均91cmの盛土を行い、奥に一部隣接している農地については、擁壁を設置し土砂の流出の防止を図り、また、資材等が隣接地に侵入しないよう、適切な距離を確保しながら工事を進めるとのことです。

また、給水は市道から上水道を引き込み、汚水・生活雑排水は、公共下水道へ接続。雨水は自然流加及び既存の道路側溝へ流すこととしております。

10ページをお願いします。

整理番号2 申請地は二ツ井町種字上山崎[REDACTED]。地目は田で、面積は計696㎡。申請事由は秋田県発注の二ツ井地区農地中間管理機構関連ほ場整備工事に係る現場事務所の設置。転用期間は許可日から令和8年12月27日までの一時転用です。農地区分は、申請地が駅から半径1km以内の宅地化率が40%以上にある農地に該当することから、第2種農地と判断します。

13ページをお願いします。申請地の位置図です。

申請位置は、JR二ツ井駅より西へ約950m、[REDACTED] [REDACTED]農地で、西側は県道、南側は住宅地、東側は市道を挟んで住宅地、北側は市道を挟んで現在耕作されていない田となっております。

14ページをお願いします。土地利用計画図です。

申請者[REDACTED]、今年度「二ツ井地区 農地中間管理機構関連ほ場整備工事」を秋田県より請け負っております。

当該地の選定にあたっては、ほ場整備工事区画が西側の県道を挟んだ向かいにあり、また、農地以外での適当な場所は他の工事事務所等となっており、他に適当な場所もなく、やむなく申請地に現場事務所を構えたいとのことで、申請がありました。

計画では、盛土は行わず、申請地にプレハブ小屋等を設置し、駐車場は鉄板敷を行うとのことで、工事終了後は直ぐに現況復帰を行うこととなっております。

説明は以上です。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長	本案は現地調査を行っておりますので、その報告をお願いします。
大高富子委員	議案第 2 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、5 月 7 日（木）現地調査班第 6 班、1 6 番 大鐘 正彦 委員、事務局と私の 3 人で現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。 整理番号 1 の現地は、周辺が住宅地にある畑でした。境界は明確で、事前着工もなく、他の土地等への影響が無い計画であることを確認してきました。 整理番号 2 の現地は、二ツ井地区のは場整備工事現場近辺にある、耕作されていない田でした。一時転用予定地の境界は明確で、事前着工もなく、他の土地等への影響が無い計画であることを確認してきました。 以上、ご報告いたします。
議 長	事務局の説明と現地調査の報告が終わりましたが、何かご質問等はありませんか。 （なしの声）
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 2 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議 長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
議 長	次に、議案第 2 2 号 農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。事務局の説明を願います。
事 務 局	1 5 ページをお願いします。 議案第 2 2 号 農用地利用集積等促進計画の提出があったため、承認するため提案します。 申請内容は、所有権移転が 2 件で、譲渡人が 2 人、譲受人が 1 人、買受人が 2 人、申請土地の面積は田が 1 7, 7 1 8 m²です。利用権設定は 4 件で、賃貸人が 4 人、賃借人が 1 人、転借人が 3 人、申請土地の面積は田が 3 7, 3 2 4 m²です。権利移転は 2 件で、移転人が 2 人、受け人が 2 人、申請土地の面積は田が 1 9, 1 0 0 m²、畑が 1 7, 6 9 2 m²です。 次のページをお願いします。 整理番号 1 番は、中間管理事業による所有権移転で、申請土地は、浅内字上浅内 [REDACTED]、地目は田で面積は 1 2, 2 2 9 m²、1 0 a 当たりの価格 [REDACTED]、移転事由は経営拡張となっています。 整理番号 3 は中間管理事業による利用権設定で、申請土地は、浅内字横道 [REDACTED]、地目は田で面積の合計は 1 6, 5 6 2 m²、1 0 a 当たりの賃借料 [REDACTED]、設定事由は区画整理事業のため、賃借期間は 1 0 年間と

なっています。

19ページをお願いします。

整理番号7は権利の移転で、申請土地は、荷八田字前谷地■■■■■、地目は田が面積の合計11,341㎡、畑が面積の合計17,692㎡で、移転事由は後継者への継承、残存期間は5年間から10年間となっています。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 それでは、質疑に入りますが、議事参与がありますので、整理番号6番、7番を先議します。

6番 伊藤 隆一 委員は暫時ご退席願います。

(伊藤委員退席)

議 長 整理番号6番、7番について何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議 長 ご質問等がないようですので、採決に入ります。
整理番号6番、7番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

(伊藤委員着席)

議 長 伊藤 隆一 委員にご報告します。本案件は原案のとおり承認されましたのでご報告します。

議 長 次に、他の案件について質疑を行ないます。何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議 長 何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議 長 ご質問等がないようですので、採決に入ります。
議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

		(賛成者挙手)
議 長		全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
議 長		次に、 議案第２３号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取について を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局		２１ページをお願いします。 議案第２３号 能代市長から農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求められたので、意見を付すため提案します。 計画内容は、所有権移転が２件で、移転人が２人、設定する土地の面積は田が７，５２４㎡、畑が８３６㎡です。権利の設定は３件で、設定人が２人、設定する土地の面積は田が１１，０６１㎡、畑が８３６㎡です。権利の移転は１件で、移転人が１人、設定する土地の面積は田が２，９５１㎡です。 次のページをお願いします。 主な内容についてご説明します。 整理番号１は、所有権移転で、申出する土地は浅内字成合■■■■■、地目は田が面積１，２５０㎡、畑が面積８３６㎡、価格■■■■■、設定事由は経営拡張となっています。 整理番号３は、権利の設定で、設定する土地は浅内字成合■■■■■、地目は田が面積１，２５０㎡、畑が面積８３６㎡、１０ａ当たりの賃借料は無償、設定事由は経営拡張、設定期間は１年間で、整理番号１番の売買成立までとなっています。 ２３ページをお願いします。 整理番号６は、権利の移転で、申請土地は種字上山崎■■■■■、地目は田で面積の合計は２，９５１㎡、移転事由は経営拡張で、残存期間は１４年間となっています。 以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
議 長		れでは、質疑に入りますが、議事参与がありますので、整理番号２番、４番を先議します。 ３番 佐々木 力 委員は暫時ご退席願います。 (佐々木委員退席)
議 長		整理番号２番、４番について何かご質問等はありませんか。 (なしの声)
議 長		ご質問等がないようですので、採決に入ります。 整理番号２番、４番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

		(賛成者挙手)
議	長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
		(佐々木委員着席)
議	長	佐々木 力 委員にご報告します。本案件は原案のとおり承認されましたのでご報告します。
議	長	次に、他の案件について質疑を行ないます。何かご質問等はありませんか。
		(なしの声)
議	長	何かご質問等はありませんか。
		(なしの声)
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 2 3 号 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
		(賛成者挙手)
議	長	議案第 2 3 号 について、意見なしとして、提出することに賛成の方は挙手をお願いします。
		(賛成者挙手)
議	長	全員賛成であります。よって、本案は意見なしとして、提出することに決しました。
議	長	次に、 協議事項 1 令和 7 年度最適化活動の実施状況及び目標の達成状況に関する点検・評価 についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		協議事項 1 令和 7 年度 最適化活動の実施状況及び目標の達成状況に関する点検・評価」について、ご説明します。これは、農林水産省の通知に基づき、前年度の農業委員会の活動について、点検・評価し公表するものです。 別紙資料をご覧ください。 主な内容についてご説明いたします。 1 ページの I 農業委員会の状況ですが 数値は、令和 7 年 4 月 1 日地点での数値となっています。

次のページをお願いします。

Ⅱ 最適化活動の実施状況の1 最適化活動の成果目標 (1) 農地の集積です。ページ中ほどの③実績について、今年度末の集積率は71.0%で、目標とする集積率80%に対し達成率は88.8%となっています。

農業委員会の点検結果としては「目標を達することはできなかったが、利用意向調査の結果を基に、農業委員及び農地利用最適化推進委員がマッチング活動を行うことにより、地域の実情に応じた農地の集積に寄与した。」としています。

(2) 遊休農地の発生防止・解消ですが、3ページをお願いします。

③実績のアのa 今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積は、0.5haで、目標0.6haに対する達成状況は83.3%となっています。

イの前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積は、0.4haでした。

④その他については、利用状況調査と利用意向調査の実施結果です。

遊休農地の発生防止・解消について、農業委員会の点検結果は「目標を達成することはできなかった。地域内での農地の見守りや声掛け等、遊休農地を未然に防ぐ活動がより一層必要と考える。」としています。

(3) 新規参入の促進ですが、次のページをお願いします。

③実績の新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得たうえで公表した農地の面積は、18.5haで、目標39.3haに対する達成状況は、47.0%となっています。

農業委員会の点検結果は「目標に対して、下回る結果となった。新規就農者に対して、権利取得等の支援に努める。」としています。

2 最適化活動の活動目標 (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標です。1人当たりの活動日数は、月8日としていました。

(2) 活動強化月間の設定ですが、②実績の活動強化月間の設定回数は、2回で目標どおりとなっています。

次のページをお願いします。

(3) 新規参入相談会への参加ですが、②実績の新規参入相談会への参加回数は、目標1回でしたが、開催がなかったため0回となっております。

目標の達成状況の標語は、目標に対して期待をやや下回る結果となった、となっています。

推進員等の点検・評価結果については、目標に対して期待通りの結果が得られた方が18名、期待をやや下回る結果となった方が18名となっております。

次のページをお願いします。

Ⅲ 事務の実施状況です。

1 総会、部会の開催実績は、総会が毎月一回となっています。

2 農地法3条に基づく許可事務は、年間の処理件数、許可件数ともに421件、処理期間は平均25日となっています。

3 農地転用に関する事務 意見を付して知事への送付は、処理件数が9件、処理期間は平均26日となっています。

4 の違反転用への対応ですが

違反転用面積は、0.14haで6年度と変わっておりません。

解消に向け、4/21と10/21に文書指導を実施していますが、解消は

		されていません。 説明は以上です。
議	長	それでは、質疑に入ります。何かご質問等ありませんか。
舩谷雅弘委員		活動日数について、農業委員と農地利用最適化推進委員とでは違いはあるか。
事 務 局		個人差はあるが、全体では月平均日数6日程度であるが農業委員と農地利用最適化推進委員とでは、大きな違いはない。
舩谷雅弘委員		わかりました。
議	長	他にご質問等がありますか。 (なしの声)
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 協議事項1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議	長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
議	長	次に、報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。 (説明省略の声)
議	長	説明省略の声がありましたが、説明を省略してご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議が無いようですので説明を省略させていただきます。 報告事項でありますのでご了承願います。
議	長	次に、報告事項2 地目変更登記に係る照会に対する回答についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。 (説明省略の声)
議	長	説明省略の声がありましたが、説明を省略してご異議ございませんか。

		(異議なしの声)
議	長	異議が無いようですので説明を省略させていただきます。 報告事項でありますのでご了承願います。
議	長	続いて、その他に入ります。事務局から説明願います。 ・今後の行事予定について
議	長	委員のみなさん方から何かありませんか。 (なしの声)
議	長	ないようですので以上を持ちまして総会を閉じたいと思います。

議 長

議事録署名委員

16番

18番